



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。今シーズンのインフルエンザもようやく下火となってきたようです。振り返ってみますと2018年第5週(1月29日~2月4日)が発症数のピークで、以後徐々に減ってきました。今シーズンの特徴は前半にA(H1)pmd09型(2009年に世界的に流行したタイプ)が多く、年が変わってからはA(H3)型(A香港型ともいわれるタイプ)とB型(山形系統)の症例が増えました。A(H3)型に対してはワクチンの効果が弱くなっているといわれていましたね。

シーダ・ウォークでも毎冬にインフルエンザが発生しており、罹患した利用者さんはもちろん、面会制限などでご家族にもご迷惑をおかけしているところ。次シーズンに向けてはA(H3)型に対するワクチンの改良が検討されているのでしょうか。インフルエンザウイルスのタイプ(抗原)は毎年変わりますが、その変化に影響を受けないユニバーサルワクチンの開発も進んでいて、マウス実験の段階まで来ているようです。

薬の開発も進んでいます。現在使われているタミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタなどはカプセル、吸入薬、点滴といった違いはありますがいずれもノイラミニダーゼ阻害剤といって、細胞内で増殖したインフルエンザウイルスが細胞から外に出ることを阻止しています。3月14日にゾフルーザという新薬が発売になりましたが、こちらは細胞内におけるウイルス増殖自体を抑制します。錠剤を1回服用するだけで有効とされていますが既に使われた方はいらっしゃるでしょうか。



車いすを無料で貸出します

- 車いすを通院に使いたい
- 自宅に外泊するときに使いたい
- 旅行するのに使いたい
- ケガが治るまでの間、貸してほしい

シーダ・ウォークでは短期間(1カ月まで)車いすを使いたい方に無料貸出をしています。(杉並区の社会福祉協議会の車いす貸出拠点となっています)

当施設のご利用がなくても、高齢者でなくても、杉並区の方であれば貸出できます。

(利用される方もしくはご家族が杉並区の方が対象です。杉並区以外にお住まいの方は、それぞれの自治体の社会福祉協議会にお問い合わせください。)

くわしくはシーダ・ウォーク事務室までご連絡ください。
(03-5311-6262)



栄養科より今月の一押しメニュー

4月の行事食は4/8(日)昼食の「いなり寿司&太巻き、すまし汁、茶碗蒸し、フルーツヨーグルト」です。粥食の方には、全粥と主菜を用意します。その他、4/3の桜ご飯、4/27の筍ご飯など春の食材を用いた献立をご用意します。季節感を楽しみながら、バランスの良い食事をお召し上がりいただき、元気にお過ごしください。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは・・・

内縁の妻の居住権

相続の場面では、被相続人の内縁の妻が相続人から建物の明渡を請求されることがあります(妻と夫を逆にしても同様の問題は成り立ちますが、典型例として妻が明渡請求を受ける場面を想定しています)。

内縁の妻には財産を相続する権利はありません。被相続人が所有していた住居の所有権は、被相続人の死亡に伴い、法律上の妻や子どものものになります。問題になるのは、住居の所有権を手に入れた相続人が、所有権に基づいて、被相続人と一緒に暮らしていた内縁の妻に対し、建物の明渡を求めようとする場面です。

相続が発生する場面では、内縁の妻も高齢になっていることが珍しくありません。高齢者にとって新たな住居を確保することは、経済的な面でも健康的な面でもかなりの負担になります。建物明渡の可否は、文字通りの意味で死活問題といえるほどの重要性を持つことがあります。

この問題に対し、裁判所は、①無償使用の合意が成立している(名古屋地判平23.2.25判時2118-66、最一小判平10.2.26民集52-1-255等参照)、②建物明渡請求や賃料相当損害金の支払請求は権利の濫用である(神戸地判平22.4.23判時2108-77等参照)、といった理屈を使って一定の歯止めを図ってきました。

しかし、①の理屈に対しては、無償使用できるとして、その終期は何時までになるのかという問題があります。②の理屈についても同様の問題があるほか、自分で住む必要性が高い事案など相続人の側にもそれなりの理由がある場合には通用しにくいといった問題があります。こうして考えると、内縁の妻の居住権はかなり不安定であることがお分かり頂けると思います。

自分の死亡後の内縁の妻の居住権を確保するためには、予め内縁の死亡時を終期とする使用貸借契約を締結したり、不動産を内縁に遺贈することを内容とする遺言を作成したりするなどの工夫が考えられます。

もし、何等かの書面を残しておきたいというご希望の方がおられましたら、お気軽にご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士 師子角允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

◆ 4月14日(土) 第三回 NKK トリオ ロビーコンサート
【NKK トリオの皆さん】



介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2018年3月25日発行 vol.130 編集:島田・塚本・新井

アロマセラピーの紹介

アロマセラピーとは？

アロマセラピーとは、植物に由来する芳香や精油の芳香を用いて、病気や外傷の治療、病気の予防、心身の健康やリラクゼーション、ストレスの解消などを目的とした療法です。

活動内容

5階フロアでは、アロマの資格を持った職員が中心となり、利用者様やご家族様にリラックスして過ごして頂けるよう、リードディフューザーを設置しています。また、職員が気持ち良く働けるように芳香浴も取り入れています。場所は5階談話コーナー、ステーション前カウンターに設置しています。

季節毎に香りを変えており、梅雨時にはペパーミントオイルでスッキリ、夏はオレンジスイートオイルで活動的に、冬はティートゥリーでインフルエンザ対策と、それぞれの時期にあったオイルを選んでいきます。

活動自体はまだ小規模ですが、次年度はもう少し活動の幅を広げ、常にいい香りが漂い、穏やかに過ごせるフロアを目指していきます。



園芸活動の紹介

活動内容

3階フロアでは、フロアのテラスで季節の植物や野菜などを育てています。

利用者様も職員も一緒になって収穫を楽しんでいます。

ご家族の皆様も是非一度ご覧になって下さい。

畑の様子



バジル



ナス



バターナッツ・スクワッシュ (かぼちゃ)

